

## 令和7年度 四日市圏域基幹相談支援センターについて

### 1 相談支援件数

	実人員(人)	支援方法(件) (訪問、電話相談等)	支援内容(件) (福祉サービス利用、 医療、家族関係等)
かがやき	177	7,758	7,758
陽だまり	243	3,460	3,951
ブルーム	148	2,315	2,469
ソシオ	280	5,291	6,336
HANA	293	4,953	4,953
合計	1,141	23,777	25,467

### 2 事業実績、事例紹介

#### (1)総合的・専門的な相談支援

四日市圏域の相談支援全体を支える立場として、支援が難しいケースや複数機関の連携が必要なケースの相談に応じ、専門的観点から課題を整理し、一緒に考え、医療・福祉・教育・介護・行政機関等と協働・連携し、伴走支援・後方支援を行った。

#### (2)地域の相談支援体制の強化の取組み

圏域内の支援関係者と協働して、相談支援体制の充実に向け取り組んだ。

##### ①地域の指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業者に対する助言・支援

##### ②相談支援従事者の人材育成の支援

- ・三重県相談支援従事者(初任者・現任者)研修の圏域実習のファシリテーション。
- ・自立支援協議会専門部会・連絡会での各種研修・講演会等の実施。(別紙参照)

##### ③相談支援事業所間における利用者に関する調整

- ・3ヵ月毎に、相談支援事業所状況確認アンケート(専門部会)を実施し、結果を事業所・行政に共有、基幹相談支援センター連携会議で課題を協議した。
- ・精神障害者の新規ケース受け入れに関するアンケート(連絡会)を実施した。
- ・指定障害児相談支援事業所に、指定特定相談支援事業所の情報提供を行った。

##### ④相談支援事業所間のネットワークづくりに係る取組み

- ・各連絡会で情報共有や事例検討、社会資源の情報共有などを行うとともに、相談支援専門員の横の関係構築を図った。

- ・部会長が担当外の部会・連絡会に相互参加し、担当部会・連絡会で情報共有を行った。
- ・複数事業所の協働による相談支援について、連絡会で周知・啓発を行った。

#### ⑤地域の相談支援体制の強化に資する研修会等の企画・運営

- ・相談支援、地域包括ケア研修等の企画・運営を行った。（別紙参照）

### (3)地域移行・地域定着の促進の取組み

- ・精神科病院からの退院支援や、施設からの退所支援を推進し、退院・退所の支援のための体制づくりを推進した。
- ・職員向けの地域移行研修、障害者支援ができる事業所増に向けた研修、地域への啓発活動に取り組んだ。

#### ①障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

- ・精神科入院1年を超えた事例や長期入院者の退院事例の分析、長期入院者減少目標値の進捗管理を継続実施した。専門部会でも共有し、地域移行を推進している。「こころの健康・福祉のフェスティバル」、地域移行研修、精神保健福祉訪問支援者研修を継続実施している。
- ・居住系サービス事業所連絡会において、令和8年から義務化される地域移行等意向確認や意思決定支援についての取組み状況の確認を行った。
- ・障害者支援施設が開催する地域連携推進会議に参加し、施設内での地域移行の取組状況や地域との関わりを確認した。

#### ②地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

- ・地域生活支援拠点整備の勉強会や意見聴取を連絡会で行い、自立支援協議会で協議した。
- ・緊急対応実態アンケートの企画・調整、結果分析、他市町の実施状況を調査した。

#### ③地域移行・地域定着の促進に資する研修会等の企画・運営

- ・「意思決定を踏まえた計画相談支援」の研修企画（専門部会）

### (4)権利擁護・虐待の防止

障害のある人の権利擁護を進めるために、権利擁護に係る制度・事業の利用促進、虐待対応に係る助言・支援、事業所対象の「権利擁護・虐待防止」に関する研修会の開催などを行い、適切な支援の理解や虐待を生まない環境づくりを推進した。

#### ①権利擁護に係る制度・事業の利用促進に向けた取組(関係機関への連絡調整など)

#### ②障害者等に対する虐待を防止するための取組(虐待対応に係る助言・支援など)

#### ③権利擁護・虐待の防止に資する研修会等の企画・運営

- ・虐待防止研修の実施(専門部会)や講師の選定と依頼、報酬相談等での研修支援。
- ・児童発達支援センターあけぼの学園職員と、研修について意見交換。

(5) 自立支援協議会専門部会等の運営

- ・地域のニーズや課題を自立支援協議会につなげ、住み慣れた地域でその人らしく暮らせる環境づくりの支援を図った。
- ・専門部会や連絡会等を通じて、個別のニーズや地域課題を把握し、機関連携、人材育成、虐待防止等を推進し、解決に向けて取り組んだ。
- ・事業所や関係機関などが互いを理解し合い、顔の見える関係を築き連携を深める機会として、自立支援協議会の活動の中で研修会や交流会などを行った。

<研修等の抜粋>

○基幹相談支援センター研修事業 相談支援研修会

日 時:令和7年10月27日(月)13:30~16:00 (三重県四日市庁舎)

目 的:多元的視点を持った生物・心理・社会モデルを理解し、包括的なアセスメントやアプローチ方法を座学やグループワークを通して学び、圏域におけるサービス等利用計画作成等に携わる相談支援職員の支援力向上を目指す。

内 容:生物・心理・社会モデル(BPS モデル)研修

～多目的視点をもったアセスメント・アプローチ方法について学ぶ～

講師:社会福祉法人ジェイエイみえ会 統括責任者 森 徹雄氏

対象者:四日市圏域においてサービス等利用計画や個別支援計画作成に従事している職員、障害福祉に関する支援に従事しており、今回の研修内容に興味・関心のある方

参加者:36名

○相談支援部会・こころのバリアフリー推進部会合同企画

日 時:令和7年7月28日(月)13:30~15:00 (社会福祉法人四季の里 オーロラ)

目 的:住宅確保要配慮者居住支援法人について、制度面、取り組みを知り、理解をするとともに顔のみえる関係を作る足がかりとする。

内 容:①「住宅確保要配慮者居住支援法人について」

講師:三重県住宅政策課住まい支援班

②「アイティーオー株式会社の取り組み(障害をお持ちの方の支援を中心に)」

講師:アイティーオー株式会社

③「イシズム株式会社の取り組み(障害をお持ちの方の支援を中心に)」

講師:イシズム株式会社

参加者:35名

○基幹相談支援センター研修事業 令和7年度障害者虐待防止研修

日 時:令和7年11月10日(月)10:30~12:30 (勤労者・市民交流センター東館)

目 的:障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、障害者虐待の問題について理解を深め、それぞれが日常業務の中で虐待を生まない支援体制の構築を目指す

内 容:『虐待防止を促進する職場環境づくり』

講師:社会福祉法人豊悠福祉会 油谷佳典氏 (日本知的障害者福祉協会リスクマネジメント委員会委員長)

対象者:障害福祉サービス事業所等の管理者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員、その他法人において虐待防止に関わる取り組みに携わっている者

参加者:47名



○基幹相談支援センター研修事業 令和7年度障害者虐待防止研修

日時:令和8年2月27日(金)10:00~11:30 (勤労者・市民交流センター東館)

目的:障害児およびその家族のよりよい支援に向けて、障害理解を深める。

内容:『精神疾患のある養育者との関わりについて』

講師:三重県立こころの医療センター 看護部 (精神科認定看護師)

対象者:障害児に携わる相談支援専門員や障害児通所支援事業所職員

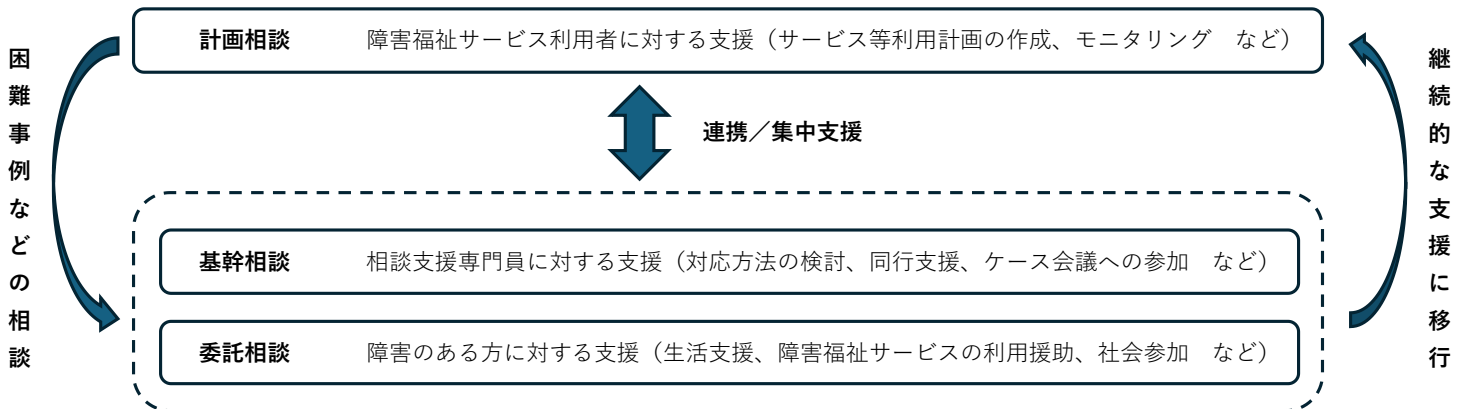
参加者:33名



ほか、四日市市教育委員会育ち支援課「相談支援ファイルについて」、西日野にじ学園高等部「西日野にじ学園高等部における進路支援について」の勉強会に出席、eーケアネットよっかいち「障がいのある子が生まれても」のスタッフとして出席 など

# 総合的・専門的な相談支援について

## 1. 相談のイメージ



## 2. 内容（例）

### （1）制度の狭間にあり、支援の方向性が見えにくいケース

- ・ 高齢の障害者で、介護保険と障害福祉の制度の境界が不明確なケース
- ・ 精神科に定期通院があり、専門学校卒業後、在宅生活が続いており、福祉、就労などの多くの視点からの支援の検討が必要なケース
- ・ いわゆる8050問題事案で、長年引きこもっていた知的障害者について、高齢となった両親から福祉制度による支援の相談があったケース

### （2）医療・福祉・教育・行政など、複数の機関と連携が必要なケース

- ・ 無職のアルコール依存症の疑いがあるケースで、生活支援、金銭管理、医療機関への受診、生活保護の受給など、障害福祉のみでなく、生活全般において支援体制を整える必要があるケース
- ・ 発達障害のある児童で、学校生活をうまく送ることができておらず、医療、教育、児童福祉、障害福祉など、多くの機関が連携して支援を行う必要があるケース

### （3）家族関係や地域との関係で課題が重なっているケース

- ・ 両親と同居し、就労継続支援B型事業所に通所する知的障害者について、介護者全員がいわゆるパワーレスの状態にあり、生活環境の見直しの必要があるケース
- ・ 精神疾患のある兄と同居し、ヘルパーを利用している精神障害者が、身体的・経済的虐待を受けており、早急に支援を行う必要があるケース ※行政への通報は必須

### （4）相談支援専門員だけでは対応が難しい、困難事例

- ・ 利用者本人の障害特性などにより、受入可能な社会資源が見つかりづらく、サービスの調整が困難なケース
- ・ 法的対応や権利擁護が必要なケース（成年後見制度、刑法による対応、児童相談所による保護など）
- ・ 計画相談の事業の立ち上げ初期の事業所の相談支援専門員から、具体的な業務の実施方法に係る助言や同行支援、社会資源に係る情報提供の依頼などがあった場合

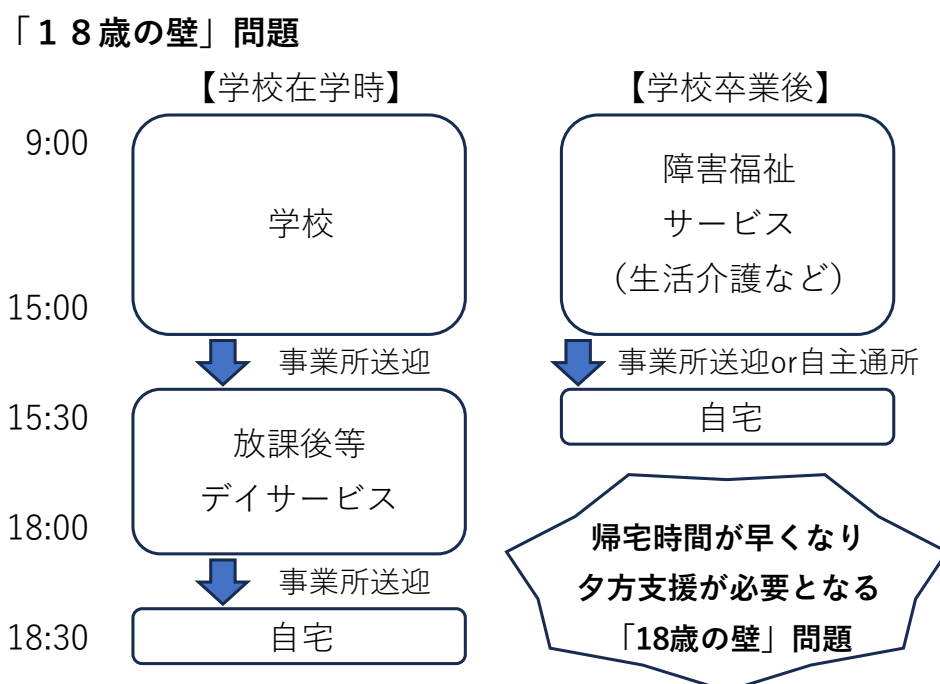
## 3. その他

委託相談においては、セルフプランの作成支援を行っており、ケース数としては全体の3割程となっている。

# 日中一時支援事業の運用変更（拡充）について／四日市市

## 1. 目的

障害者の夕方の時間帯における支援ニーズに対応するため、日常生活において常時介護が必要な方を対象に、現在、休日を中心に日中活動の場を提供している日中一時支援事業を拡充し、「夕方支援」を行うことにより、障害者の社会的な自立や家族等の介護者の負担軽減を図る。



## 2. 内容

### (1) 制度拡充の概要

重度の障害者の利用が多い生活介護事業所のうち、日中一時支援事業の指定がある市内事業所において、新たに生活介護終了後の夕方の時間帯に、日中一時支援を利用できるよう制度を拡充する（利用回数の上限は、休日・日中の合計で月10回まで）。

### (2) 開始時期

令和8年10月から